

特定国内種事業について

政令で定める特定国内希少野生動植物種※の譲渡し等を伴う事業者

※商業的繁殖が可能である等の一定の条件を満たすものとして指定された、次の42種の植物(政令別表第3に掲載)

レブンアツモリソウ	オナガサイシン	シシキカンアオイ	トクノシマテンナンショウ
キタダケソウ	ヒナカンアオイ	ジュロウカンアオイ	ヨナクニイソノギク
ハナシノブ	クロカミシライトソウ	モノドラカンアオイ	ヒュウガホシクサ
アツモリソウ	オオギミラン	ホシザキカンアオイ	ヤクシマフウロ
ホテイアツモリ	オドリコテンナンショウ	サツマアオイ	カイコバイモ
アマミデンダ	ホロテンナンショウ	ヤエヤマカンアオイ	ムラサキカラマツ
オキナワセッコク	イナヒロハテンナンショウ	ヤクシマヒゴタイ	
ナンバンカモメラン	イシツチテンナンショウ	シリベシナズナ	
キバナシュスラン	アマギテンナンショウ	ハツシマラン	
ヤクシマリンドウ	ナギヒロハテンナンショウ	ハカマウラボシ	
コモチナナバケシダ	オガタテンナンショウ	キリギシソウ	
オキナワテンナンショウ	セツピコテンナンショウ	カラフトグワイ	

環境大臣及び農林水産大臣への事前の届出が義務付けられています(法第30条)

届出事項:事業者の氏名、業務のための施設の所在地 等

事業者の遵守事項(法第31条)

*取引台帳の作成と保存

植物の個体等の譲渡し等に係る事項を記載し、これを5年間保存しなければなりません。

*植物の入手先等の確認

植物の個体等の譲受け又は引取りの際に、譲渡人又は引渡人の氏名及び住所等を確認し、個体等の入手先等を聴取しなければなりません。

その他

*報告徴収及び立入検査に応じる義務(法第33条)

→届出が提出されているか、取引台帳がきちんと記載・保存されているかの確認です。

*環境大臣及び農林水産大臣は、特定国内種事業者が遵守事項に違反した場合において、必要があると認めるときは、必要な事項について指示をすることができます。

(法第32条第1項)

罰則について

届出違反の場合 →50万円以下の罰金(法第62条)

法第33条の報告徴収及び立入検査を拒み、又は虚偽の報告等をした場合

→30万円以下の罰金(法第63条第7項)

*届出(事業開始、変更、廃止)は、地方環境事務所・自然環境事務所及び農林水産省花き産業・施設園芸振興室で受け付けています。

〇〇お問い合わせは、最寄りの地方環境事務所・自然環境事務所へ〇〇